

知保発第349号

令和5年1月11日

知多市国民健康保険運営協議会

会長 渡辺正敏様

知多市長 宮島壽男

知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定について  
(諮問)

知多市国民健康保険税条例（昭和45年知多市条例第51号）に規定する国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得を別紙のとおり改定することについて、知多市国民健康保険運営協議会規則（昭和45年知多市規則第41号）第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定について

1 改定の経緯

令和5年度税制大綱において、国民健康保険税の課税限度額、及び低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられることになり、令和5年3月末に地方税法等の一部を改正する法律等が公布、同年4月1日に施行される予定となっている。

本市は課税限度額の引き上げは、法令改正から1年遅れで改定してきたが、令和4年度法改正より当年度に改定している。軽減判定所得の引き上げは、これまでも当年度改定であり、令和2年度に改定されて以来の改定となる。

2 改定の理由

課税限度額の引き上げにより、高所得者層の限度額を増やし、中間所得者層の負担緩和を図りつつ、軽減判定所得の引き上げにより、低所得者層の負担を軽減するもの。

3 改定内容及び影響額

(1) 課税限度額

ア 改定内容

区 分	改 定 後	改 定 前	増 減
基礎課税額分	650,000 円	650,000 円	なし
後期高齢者支援金等課税額分	220,000 円	200,000 円	20,000 円
介護納付金課税額分	170,000 円	170,000 円	なし
計	1,040,000 円	1,020,000 円	20,000 円

イ 影響額（後期高齢者支援金等課税額分）

	改 定 後	改 定 前	増 減
限度額超過世帯数	129世帯	174世帯	△45世帯
影響額（調定増加額）			3,051,100円

注）令和4年度課税データによる試算

## (2) 軽減判定所得

## ア 改定内容

区 分	軽減判定基準（世帯主及び国保加入者の総所得金額等の合計額）
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯
5割軽減	$43万円 + 29万円（現行28万5千円） \times 被保険者数 + 10万円 \times （給与所得者等の数-1）$ を超えない世帯
2割軽減	$43万円 + 53万5千円（現行52万円） \times 被保険者数 + 10万円 \times （給与所得者等の数-1）$ を超えない世帯

一定の所得以下の世帯について、軽減措置が講じられ、区分に応じてそれぞれ保険税の均等割額及び平等割額が軽減される。

## イ 影響額

区 分		改 定 後	改 定 前	増 減
5割軽減 世帯数	基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分	1,513世帯	1,474世帯	39世帯
	介護納付金課税額分	517世帯	508世帯	9世帯
2割軽減 世帯数	基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分	1,522世帯	1,481世帯	41世帯
	介護納付金課税額分	404世帯	392世帯	12世帯
影響額（調定減少額）				△2,431,700円

注) 令和4年度課税データによる試算

## 4 施行期日

令和5年4月1日